

市民後見人養成カリキュラム検討会設置要綱(案)

(設置目的)

第1条 府域における市民後見人の養成について、市民後見人になろうとする方が市民後見人として活動するにあたり、必要な知識及び倫理観を習得できるよう、養成カリキュラムを検討するため、市民後見人養成カリキュラム検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、市民後見人の養成カリキュラムに関する事項について検討し、必要な意見具申等を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員のほか、別表2に掲げる行政機関及び社会福祉協議会の職員（以下「構成員」という。）で組織する。

2 前項の別表1に掲げる委員は、学識経験者並びに大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、社団法人大阪社会福祉士会及び一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部に属する者で構成する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 前項の委員の任期は、平成23年度においては、平成23年8月24日から平成24年3月31日までの期間とする。

5 委員が辞任したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長は、必要に応じて、オブザーバーとして、別表1及び表2に掲げる者以外のものの出席を求めることができる。

(処務)

第5条 検討会の処務は大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課及び社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センターが共同して行う。

(会議)

第6条 検討会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの開催にあたっては、前条の規定を準用することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。